

ご確認ください！

NPO法人の事務所に備え置かなければならない書類

特定非営利活動促進法（NPO 法）では、定款や役員名簿等の常時備え置かなければならぬ書類と、前事業年度の事業報告書や計算書類等の 5 年間備え置かなければならぬ書類が定められており、NPO 法人の主たる事務所とその他の事務所（従たる事務所）に備え置くことが義務づけられています（NPO 法第 28 条第 1 項及び第 2 項）。

また、社員（正会員）や利害関係者から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧させなければなりません（NPO 法第 28 条第 3 項）。

常時 備え置かなければならない書類

書類名		内容
1	定款	最新の定款
2	役員名簿	最新の役員名簿（最新の役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員の報酬の有無を記載した名簿）
3	認証に関する書類の写し	認証書の写し ^(注)
4	登記に関する書類の写し	登記事項証明書の写し

注 「認証書の写し」には、定款変更の認証時の書類のほか、設立認証時の認証に関する書類の写しも含みます。

5年間* 備え置かなければならない書類(前事業年度の事業報告書等)

(※作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度末日までの間)

書類名		内容
1	事業報告書	前事業年度にどのような活動を行ったのかを記載した書類
2	計算書類	活動計算書（収支計算書）、貸借対照表、計算書類の注記
3	財産目録	法人の保有する資産、負債を記録した書類
4	年間役員名簿	前事業年度に役員であった者全員の氏名及び住所又は居所並びに前事業年度の報酬の有無を記載した名簿
5	社員のうち 10 人以上の者の名簿	前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

注 法人設立後、上記の書類を作成するまでの間は、設立認証申請時の事業計画書、活動予算書及び設立時の財産目録を備え置きます。

NPO 法人の運営等に関する手引き、NPO 法に関する手続きに必要な各種様式類、その他仙台市からのお知らせなど、次のウェブサイトに掲載しております。

<https://www.city.sendai.jp/kurashi/manabu/npo/npo/index.html>

（ホーム > くらしの情報 > 学ぶ・楽しむ・活動する > 市民活動・NPO > NPO 法人に関する情報）